

コンタクトレンズ検査料に関するお知らせ

1. 地方厚生局長等への届出事項

本院は、診療報酬点数表におけるコンタクトレンズ検査料1の施設基準を満たすものとして関東信越厚生局に届出を行っています。

2. 診察料

初診料

291点

再診料（外来診療料）

76点

3. コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

コンタクトレンズの診療を行う医師

医師名	眼科診療経験
赤木 忠道	29年
寺島 浩子	30年
植木 智志	27年

* 診療内容・診療費用等についてご不明な点がございましたら、スタッフまでご相談ください。